

《手数料納付方法》

当てはまる箇所の□にチェックを付けること

POSレジ

大阪府庁POS 手数料¥2,300-



2620304990067

証交付手数料(主任更新)

コンビニエンスストア

申込番号 \_\_\_\_\_

※裏面に大阪府手数料納付済証（領収書の2枚目）を貼り付けてください。

※申込番号を必ず記入してください。

(様式第9号の2)

↑ 収納確認用の印字スペースですので、何も記入しないでください。

主任介護支援専門員更新研修修了者に係る介護支援専門員証交付申請書

年 月 日

大阪府知事様

申請者氏名 \_\_\_\_\_

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の8第1項及び大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱（別添6）主任介護支援専門員更新研修要綱5（5）イの規定により、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間（下記5）に

置き換えを希望します。

置き換えを希望しません。

どちらかにチェックしてください。ただし、更新後の介護支援専門員証の有効期間が、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間より短くなる方については置き換えできません。

下記のとおり介護支援専門員証の更新を申請します。

記

(フリガナ) ( )

1. 氏 名

2. 生 年 月 日 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
(フリガナ) ( )

3. 住 所

4. 登 録 番 号

5. 主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間の満了日

年 月 日

6. 裏面の欠格事由のいずれにも該当しません。 はい いいえ

(どちらかにチェックしてください。)

※氏名は、戸籍（日本国籍を有しない方については、住民票）に記載されている文字を使用し、フリガナを付してください。

氏名の併記を希望される方は、次のように記載してください。

旧姓が「大阪 花子」の場合、「日本 花子(大阪 花子)」

昼間連絡のつく連絡先電話番号(携帯・自宅・勤務先・その他( ))

\_\_\_\_\_

## 介護保険法第 69 条の 2 第 1 項に規定する欠格事由

1	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
3	介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
4	登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
5	介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に介護保険法第 69 条の 6 第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
6	介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過していない者
7	介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録消除の処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から処分をする日又は処分をしないことに決定する日までの間に自ら登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しない者

## 【注意事項】

○主任更新研修を受講した場合は、介護支援専門員更新研修（あるいは専門研修）の受講は免除されます。

○「様式第9号の2」（この様式）により介護支援専門員証の更新を行う場合は、主任介護支援専門員更新研修の修了日から5年間は介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間となります。この場合、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間は放棄することとなりますので、ご注意ください。

## 【添付書類】

- ① 写 真 交付申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの  
大きさ：縦3cm×横2.4cm  
(写真裏面に必ず登録番号及び氏名を記入すること。)
- ② 大阪府手数料納付済証  
(コンビニエンスストアで手数料を納付した場合)
- ③ 介護支援専門員証（原本）  
※原本を亡失又は滅失している場合は、(様式第10号)「申立書」を添付してください。
- ④ 主任介護支援専門員更新研修を修了した旨の証明書（コピー）
- ⑤ 返信用封筒及び切手434円分  
長形3号(235mm×120mm)の封筒に「返送先の住所」「名前」を記入し「434円分の切手」を貼付。